

遺産分割の促進等

第1 遺産分割の期間制限

遺産分割を促進し、遺産共有を解消する観点から、遺産分割をすることができる期間に制限を設けることについて、どのように考えるか。

例えば、遺産分割をすることができる期間が経過するまでに、遺産分割の合意（又は家庭裁判所に対する遺産分割の請求）がない場合には、法定相続分（又は指定相続分）に従って遺産の分割がされたものとみなす（遺産共有の状態から通常共有の状態に移行する）ことについて、どのように考えるか。

（補足説明）

1 問題の所在

現行民法では、相続人が複数いる場合には、相続の開始により相続財産は相続人の共有に属するとされる（第898条）が、この遺産共有関係は、その後、遺産分割により解消されることが想定されている（第906条以下）。この想定のとおり遺産分割がされ、その旨の登記がされれば、所有者不明土地の発生は抑制されることとなる。しかし、実際には、遺産分割がされず、被相続人名義のまま、遺産に属する土地が放置されることも少なくない。

遺産分割は、共同相続人の具体的相続分に応じ、遺産に属する財産の種類・性質や各相続人の状況その他一切の事情を考慮して、遺産を柔軟かつ公平に分配することを可能とするものであり（民法第906条）、基本的に相続人の利益にかなうものであるにもかかわらず、上記のように遺産分割がされない原因については、遺産に属する財産の価値が低いなど様々なものが考えられるが、現行民法が、遺産分割をすることができる期間に制限を設けておらず、遺産分割をしないで放置することが可能とされていることも原因の一つとなっていると考えられる。

そこで、遺産分割をすることができる期間に制限を設けて、遺産分割を促進することについて検討することが考えられる。

2 制限期間内にすべき行為

遺産分割をすることができる期間（以下「遺産分割の期間」という。）を設定した場合に、その期間内に遺産分割の合意をすることができれば特段の問題はないが、遺産分割について話し合いをしていたとしても、遺産に属する財産が多数に上っていたり、遺産の範囲や評価について相続人間で意見が分かれていたりして、容易に合意をすることができないこともあり得る。

そのため、遺産分割の期間を設定したとしても、その期間内に一定の手続をとれば、

その期間の経過後も、遺産分割をすることができるものとするのが考えられる。例えば、家庭裁判所に遺産分割の請求（遺産分割調停又は遺産分割審判の申立て）をしていれば、遺産分割の期間の経過後も、その手続の中で遺産分割をすることができるものとするのが考えられる（もっとも、このとおりとする際には、遺産分割の経過後に相手方である共同相続人の同意を得ることなく遺産分割調停又は遺産分割審判の申立てを取り下げること認めるのかについても検討することが必要となる。なお、現在の家事事件手続法においては、相手方である共同相続人が本案について書面を提出する等するまでは、申立人は遺産分割審判の申立てを取り下げることができる〔家事事件手続法第82条、第153条、第199条〕。また、遺産分割調停の申立ての取下げには、制限はなく、申立人は自由に申立てを取り下げることができる〔家事事件手続法第273条〕。）。

3 期間の起算点

相続の承認・放棄をすることができる間は、遺産分割をすることができることとともに、相続人が被相続人の死亡を知らないまま、遺産分割の期間が徒過することを防止するために、相続の承認・放棄の期間の基準点である「自己のために相続の開始があったことを知った時」（民法第915条）を遺産分割の期間の起算点とすることも考えられる。

他方で、この考え方によれば、相続人ごとに遺産分割の期間が起算されることになるなど、起算点が画一的に定まらないこととなるため、客観的な基準点である「相続の開始時」を遺産分割の期間の起算点とすることも考えられる。その場合には、熟慮期間を経過していない相続人については、遺産分割の期間を経過した後も相続の放棄をすることができるようにすべきか、相続の放棄をすることができないこととするのであれば、相続人が被相続人の死亡を知ることができない状況の下で遺産分割の期間が経過した際にどのような対策をとるべきかなどについて検討する必要がある。

4 期間の程度

遺産分割の期間を過度に長期に設定すると、その間は遺産分割をする必要がないとの誤解を招き、遺産分割をかえって抑制することになりかねない。

他方で、遺産分割協議には、一定の時間を要することが多いから、余りに短いものとするのも妥当ではない。

また、遺産分割の期間の程度は、その起算点をどのように設定するのかによっても左右される。例えば、相続開始時という客観的な基準点を起算点とする場合には、「自己のために相続の開始があったことを知った時」を起算点とする場合よりも、遺産分割の期間を長期とする必要があると思われる。

さらに、遺産分割の期間を設定したとしても、その期間内に一定の手続をとれば、その期間の経過後も遺産分割をすることができるものとするのか、その一定の手続をどのようなものとするのかによっても、この問題は変わり得る。例えば、相続人の範囲や、遺産の範囲などに争いがある場合に備えて、遺産分割の期間を長期に設定することも考えられるが、そのような場合には、前記補足説明2で検討している一定の手続をとることによって対応することとし、デフォルトの期間はそこまで長期としないこととするとも考えられる。

実際の期限については、例えば、3年とする案や、5年とする案、さらには、10年

とする案などが考えられる。

5 期間を徒過した場合の効果

(1) 通常共有への移行

ア 遺産分割の期間を徒過した場合の効果については、例えば、法定相続分(又は指定相続分)に従って分割されたものとみなして、具体的相続分による分割の主張をすることができないものとし、遺産に属する各財産につき、共同相続人全員を共有者とする遺産共有の状態から、法定相続分(又は指定相続分)により定まる持分割合による通常共有の状態に移行させ、他の財産の有無やその価額、特別受益の有無等にかかわらず、問題となる個々の財産ごとに、共有物分割等により共有関係を解消することができるようにすることが考えられる。その理由は、次のとおりである。

イ 遺産共有は、判例上、基本的に通常共有としての性質を有するものとされているが、共同相続人間においては、共有物分割の手続ではなく、遺産分割の手続によらなければ解消することができない点で、通常共有と大きく異なっている。

遺産共有における持分は、法定相続分に従って定まる(例えば、遺産分割の前に、相続人の1人が法定相続分に従って定まる自己の持分を第三者に譲渡することは可能である。)が、遺産分割は、法定相続分ではなく、具体的相続分を基準にされるものである。そして、具体的相続分は、遺産の範囲を確定し、その価額を評価した上で、特別受益(相続人が被相続人から生前に受けていた贈与など)の価額を評価するとともに、被相続人の財産の維持・増加について特別の寄与をした相続人の寄与分の価額を評価し、これらを考慮して定まることとなるため、遺産の範囲等に争いがあれば、具体的相続分を容易に定めることはできない。

また、遺産分割は、遺産全体についてされるものであり、問題となる個々の財産のみをとりだして、分割をすることができないケースがある。なお、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)による改正後の民法第907条は、遺産の一部について分割を認めることとしているが、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合には、裁判所は、一部のみを分割することができないとしている。

そのほか、遺産分割は、被相続人ごとにされるものであり、協議を行うべき相続人も被相続人ごとに異なり得るため、例えば、相続の開始後に遺産分割がされないまま長期間が経過し、ある土地について数次相続が生じている場合に、遺産共有の状態を解消するためには、被相続人ごとにそれぞれ遺産分割手続を実施しなければならない。遺産共有と通常共有が混在している場合にも、遺産分割と共有物分割の手続をそれぞれ別個に行わざるを得ない。

ウ 遺産分割には、以上のような特色があるため、個々の財産を分割することのみを考えた場合には、手続等が重いケースがある。

そこで、遺産共有の状態を、通常共有の状態に移行させ、他の財産の有無やその金額、特別受益の有無等にかかわらず、問題となる個々の財産ごとに、分割することができるようにすることが考えられる。なお、部会資料3の第3の共有持分の売渡請求制度等は、通常共有の場合に限るものとして提案しているが、遺産分割の期間を徒過したときには遺産共有を通常共有に移行させることとすると、それ以後は

共有持分の売渡請求制度等が利用できるようになることを想定している。

もっとも、このような処理を可能とすると、具体的相続分により分割を受けることができる相続人の利益を制約することになるため、遺産分割の期間の程度等を踏まえて、慎重に検討する必要がある。

(2) 指定相続分の取扱い

法定相続分と異なる相続分が遺言により指定されている場合には、遺産共有における持分は、指定相続分に従って定まると解される（ただし、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律により、対抗要件を具備しなければ、法定相続分を超える部分については、第三者に対抗することができないものとされた。民法第899条の2）。そのため、仮に、遺産共有を通常の共有に移行するものとする場合には、この指定相続分に従うことが考えられる。

6 その他検討すべき事項

(1) 対象となる財産

所有者不明土地対策の観点からすると、遺産分割をすることができる期間を制限する対象となる財産については、遺産に属する財産のうちの不動産のみに限定することも考えられる。

もっとも、この考え方をとると、不動産とそれ以外の遺産との分割を別個に行うことを推奨することになり妥当ではなく、また、不動産のみを通常の共有とし、他の遺産を遺産共有のままとして、他の遺産のみを具体的相続分に沿って分割することには困難を伴うことが多いため、期間制限の対象を不動産に限定することは難しいとも考えられる。

(2) 相続放棄

現行民法においては、相続の承認・放棄は、原則として自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内にしなければならないとされている（民法第915条）ため、遺産分割に期間制限を設け、その起算点を相続開始時とした場合には、その期間の経過後に自己のために相続の開始があったことを知った相続人に相続の放棄をすることを認めるのかが問題となる。

これについては、相続人に相続による不利益を免れることを可能とするという相続放棄の趣旨からすると、遺産分割の期間が経過した後であっても、相続放棄を認めることとすることも考えられる。

ただし、この考え方をとる際には、遺産分割の期間の経過後の相続放棄によって相続人となった者がある場合の処理について検討することが必要となる。

このような場合には改めて遺産分割をすることを認めることとすることも考えられるが、他方で、法的安定の観点や、遺産分割に期間を設けた趣旨からすると、改めて遺産分割を認めることは適当でないとも考えられる。また、当該相続人が、具体的相続分を前提とすると法定相続分を超える持分を取得することができた場合には、これを是正する措置を講ずるために、例えば、相続の開始後に認知された者の価額の支払請求（民法第910条、第904条の2第4項参照）を参考に、別途価額の支払請求をすることができるものとするなどとも考えられなくはないが、遺産分割に期間制限を設けつつ、このような仕組みを設けることを整合的に説明することができるか、

仕組みを設けるとしてもどのような手続とするのかについては、検討を要すると思われる。

他方で、以上とは別に、遺産分割の期間の経過後には、その後に自己のために相続の開始があったことを知った相続人についても、相続の放棄をすることを認めないこととするとも考えられる。これによると、相続人が債務を相続により承継することから免れられなくなるが、相続が開始して相当の年数が経過しているのであれば、通常は、放棄をするかどうかを決めることは可能とも考えられる。

(3) 相続回復請求権

遺産分割の期間制限を検討する際には、相続回復請求権の消滅時効との関係について検討することが考えられる。例えば、相続回復請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間、又は相続開始の時から20年を経過したときは、消滅する(民法第884条)が、遺産分割に期限を設けた場合には、相続回復請求権の期間は遺産分割の期限と揃えることすべきかなどについて、検討することが考えられる。

第2 その他

遺産分割の期間制限以外に、相続による遺産の承継を円滑にし、相続により土地の所有者が不明なることを防止するために、どのようなことを検討すべきか。

(補足説明)

相続により土地の所有者が不明なることを防止するため、遺産分割の期間制限以外の方法についても検討することが考えられる。

例えば、相続により土地の所有者が不明なることを防止するために、相続の開始前に、相続開始後の土地の帰属先を予め定めておくことが考えられる。現行民法でも、遺言により土地の帰属先を予め定めることができるが、相続開始後の土地の帰属先を予め定めておく観点から、さらに何らかの制度を設けることも考えられる。

遺言は、その作成に推定相続人が関与するものではなく、また、遺言は自由に撤回をすることができるために、その後に遺言等の有効性を巡って推定相続人間で争いが起きることがある。また、遺言については、遺留分侵害の有無や侵害があると認められた場合の侵害額請求権の額について推定相続人間において争いが起きることもあり得る。そこで、例えば、相続の開始前に、推定相続人全員が関与しながら、被相続人の意向に従い、相続の開始前に土地の帰属先を定める仕組みを設け、この仕組みを利用して帰属先を決めた場合にはそのことについて遺留分侵害額請求権を認めないものとするについて検討することが考えられる。

もっとも、このような仕組みを創設するにあたっては、どのような場面を想定すべきか、被相続人による撤回を認めるのか、そのこととも関係するが帰属先決定後の被相続人の処分権を制限すべきか、対象となる遺産は不動産に限るべきか、遺産の一部についてこの仕組みが利用された場合には、残部の遺産分割にどのような影響を与えることになるのか(遺産の一部に遺言がされた場合と同様に考えるのか、それとも遺産分割の一部についてした場合と同様に考えるのか)、相続分の譲渡(又は遺産分割の際のいわゆ

る相続分の放棄)が相続開始前には認められていないこととの関係をどのように考えるか、事情変更(遺産である不動産が処分される、相続人に変動が生ずる)が生じた場合にどのようにするのかなど、検討すべき課題が多い。また、このような仕組みを認めるためには、推定相続人や被相続人の真意を公的機関が確認することとすることについても検討することが必要となる。

なお、相続の開始前に遺産の帰属先を予め定めることに関して、一定の場面においては、実際上のニーズを踏まえて、民法の特例(中小企業における経営の承継の円滑化を図るため、後継者に生前贈与された中小企業の株式を遺留分を算定するための財産から除外することを容易にするもの。中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第二章)が制定されているが、それ以外に更に民法上の措置が必要かという観点からも検討する必要がある。